

第七十四回 参議院内閣委員会會議録第一号

昭和四十九年十二月十七日(火曜日) 午後零時五十九分開会

委員氏名

- 委員長 寺本 広作君
理事 大谷藤之助君
理事 林 道君
理事 上田 哲君
理事 鈴木 力君
理事 岡田 広君
理事 楠 正俊君
理事 源田 実君
理事 戸塚 進也君
理事 中村 太郎君
理事 八木 一郎君
理事 柳田 桃太郎君
理事 中村 波男君
理事 野田 哲君
理事 秦 豊君
理事 太田 淳夫君
理事 峯山 昭範君
理事 河田 賢治君
理事 内藤 功君
理事 木島 則夫君

委員の異動

- 十二月九日 木島 則夫君 補欠選任 中村 利次君
十二月十四日 大谷藤之助君 補欠選任 加藤 武徳君
十二月十七日 正俊君 補欠選任 世耕 政隆君

委員長の異動
十二月十四日寺本広作君委員長辞任につき、その補欠として加藤武徳君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

- 委員長 加藤 武徳君
理事 林 道君
上田 哲君
鈴木 力君
岡田 広君
源田 実君
寺本 広作君
戸塚 進也君
中村 太郎君
八木 一郎君
野田 哲君
秦 豊君
太田 淳夫君
峯山 昭範君
河田 賢治君
内藤 功君
中村 利次君

國務大臣

- 國務大臣 植木 光教君
(總理府總務長官)
國務大臣 松澤 雄藏君
(行政管理庁長官)
坂田 道太君
(防衛庁長官)
阿部 喜元君
(行政管理政務次官)

事務局側
防衛政務次官 棚辺 四郎君
常任委員会専門員 首藤 俊彦君

本日の會議に付した案件

- 理事補欠選任の件
○調査承認要求に関する件

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

一言ごあいさつを申し上げたいと思います。今回内閣委員長を仰せつかることに相なりました。当委員会の所掌しております事項は、きわめて広範かつ重要な問題が多いかと存じます。委員皆さん方の御協力はもとより、事務局皆さん方の御協力をもいただきながら職務を果たしてまいりたいと、かように存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、申しおくれで恐縮でございますが、前委員長寺本先生におかれましては、長期間いろいろ御苦勞でございました。心から御苦勞に感謝を申し上げ、ごあいさつとする次第でございます。ありがとうございます。(拍手)

○寺本広作君 昨年の十二月からちょうど一年、二国会委員長をやらしていただきました。その間、引き継ぎを受けました継続案件はもとより、提出されました案件を全部話し合ひで片づけることができたのは、各会派の皆さんの御協力と委員部並びに調査室の皆さん方の御援助のたまものだと、心から感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(加藤武徳君) ありがとうございます。

○委員長(加藤武徳君) まず、委員の異動について御報告をいたします。去る十四日、大谷藤之助君が委員を辞任され、その補欠として、私、加藤武徳が選任されました。また本日、楠正俊君が委員を辞任されて、その補欠として世耕政隆君が選任されたことを御報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) この際、ただいまの委員の異動に伴いまして理事に一名欠員を生じましたので、その補欠選任を行ないたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。御異議はございませんでしょうか。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと存じます。そこで、理事には世耕政隆君を指名いたします。

○委員長(加藤武徳君) 次に、調査承認要求に関する件についておはかりをいたします。本委員会におきましては、従来から国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査を行なつてまいりましたが、今期国会におきまして、これら二件の調査を行なうこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認め、さよらに決定いたしました。

○委員長(加藤武徳君) この際、総理府総務長官、行政管理庁長官及び防衛庁長官から発言を求められておりますので、これより順次発言を許します。植木総理府総務長官。

○国務大臣(植木光教君) 去る十二月九日の新内閣発足にあたりまして、総理府総務長官を拜命いたしました。きわめて浅学非才でございます。どうぞお力添えくださいますようお願いいたします。

なお、この国会におきまして給与諸法案を御審議いただくことになっております。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) 続いて、松澤行政管理庁長官。

○国務大臣(松澤雄蔵君) このたび、私が十二月九日に行政管理庁長官を拜命いたしました松澤雄蔵でございます。今後、委員長はじめ委員の皆様と御協力によりまして大任を果たしてまいりたい所存でございます。どうぞよろしく御配慮のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(加藤武徳君) 次に、坂田防衛庁長官。

○国務大臣(坂田道太君) このたび防衛庁長官を拜命いたしました。防衛庁の仕事につきましてはまだ十分把握をいたしておりませんが、どうか皆さま方のあたたい御指導、御鞭撻によりまして任務を全うしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○委員長(加藤武徳君) 続いて、行政管理政務次官及び防衛政務次官から発言を求められております。

す。これより順次発言を許します。阿部行政管理政務次官。

○政府委員(阿部喜元君) 行政管理政務次官阿部喜元でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○委員長(加藤武徳君) 榎辺防衛政務次官。

○政府委員(榎辺四郎君) このたび防衛政務次官に任命されました榎辺四郎でございます。委員会諸先生方の特段の御指導、御協力を心からお願いいたします。ごあいさついたします。(拍手)

○委員長(加藤武徳君) 予定された議案は以上のとおりでございますが、何か御発言がございましたら、それでは御発言もないようでありますから、本日はこれで散会いたします。午後一時五分散会

十二月十三日日本委員会に左の案件を付託された。
一、中小企業省設置法案(峯山昭範君外一名発議)

中小企業省設置法案
中小企業省設置法

第一条 この法律は、中小企業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。
(任務)

第三条 中小企業省は、中小企業の振興及びその従事者の経済的地位の向上を図り、経済

社会の均衡ある発展に寄与するため、中小企業の育成及び発展に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)
第四条 中小企業省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる政策及び計画を決定し、及び推進すること。
二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の施行に関する事務を処理すること。

三 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の施行に関する事務を処理すること。
四 中小企業振興事業団を監督すること。

五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による中小企業退職金共済事業に関する事務を行うこと。
六 中小企業の従事者の福祉の増進を図ること。

七 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の施行に関する事務を処理すること。
八 中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

九 前二号に掲げるものほか、中小企業者の事業分野の確保に関する事務を行うこと。
十 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十一 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第一百四十五号)の施行に関する事務を処理すること。

十二 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の施行に関する事務を処理すること。

十三 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第二十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十四 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の施行に関する事務を処理すること。

十五 中小企業者の依頼に応じ、その経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告を行うこと。

十六 中小企業に有益な技術及び経営方法等の奨励及び指導を行うこと。

十七 中小企業に係る製品又はその製法等を展示紹介すること。

十八 中小企業の生産に係る特産品の品質の維持及び改善、需要の開拓等のための指導及び助成を行うこと。

十九 中小企業に係る製品の輸出の奨励及び指導を行うこと。

二十 中小企業に係る製品の輸出の増大を図るための海外市場の調査及び開拓並びに普及宣伝の指導及び助成を行うこと。

二十一 中小企業に対する資金の融通をあっせんすること。

二十二 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の施行に関する事務を処理すること。

二十三 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の施行に関する事務を処理すること。

二十四 中小企業投資育成株式会社を監督すること。
二十五 商工組合中央金庫を監督すること。
二十六 中小企業金融公庫を監督すること。
二十七 中小企業信用保険公庫を監督すること。

と。
二十八 商工会の組織等に関する法律（昭和三十一年法律第八十九号）の施行に関する事務を処理すること。

二十九 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第五十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二十号）の施行に関する事務を処理すること。

三十一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十二 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十三 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十四 小規模事業者生業安定資金融通特別措置法（昭和 年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

三十五 国民金融公庫に関する事務を行うこと。

三十六 小売業を行う中小企業者相互間の競争の調整に関する事務を行うこと。

三十七 中小企業の経営に関する相談、中小企業に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

三十八 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報の収集、整理及び分析を行い、その結果を提供すること。

三十九 中小企業に対する金融制度、税制その他中小企業に関係がある経済問題に関し、調査研究すること。

四十 中小企業省の所管行政に関する広報を行うい、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他

職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。
四十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき命令を含む。）に基づき中小企業省に属させられた事務を行うこと。

2 中小企業大臣は、中小企業の育成及び発展を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができ。

（内部部局）
第五条 中小企業省に、大臣官房及び次の四局を置く。

企画局
指導局
金融局
小規模企業局

2 大臣官房に、情報調査部を置く。
（大臣官房の事務）

第六条 大臣官房においては、第四条第一項第三十七号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）、同項第三十八号に掲げる事務、同項第三十九号に掲げる事務（金融局の所掌に属するものを除く。）、同項第四十号に掲げる事務、中小企業政策審議会の庶務に関する事務及び省務の総合調整に関する事務並びに他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

（企画局の事務）
第七条 企画局においては、第四条第一項第一号に掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）、同項第二号に掲げる事務（団体協約に関するものに限る。）、同項第三号に掲げる事務（安定事業、合理化事業及び特殊契約に関するものに限る。）並びに同項第四号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

（指導局の事務）
第八条 指導局においては、第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務（企画局の所掌に属するものを除く。）、同項第十四号から第十六号ま

でに掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）並びに同項第十七号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

（金融局の事務）
第九条 金融局においては、第四条第一項第二十一号から第二十七号までに掲げる事務及び同項第三十九号に掲げる事務（金融制度及び税制に関するものに限る。）をつかさどる。

（小規模企業局の事務）
第十条 小規模企業局においては、第四条第一項第一号及び第三十七号に掲げる事務（中小小売業及び中小サービス業並びにこれら以外の小規模企業に関するものに限る。）、同項第十四号から第十六号までに掲げる事務（中小小売業及び中小サービス業に関するものに限る。）並びに同

項第二十八号から第三十六号までに掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）並びに同項第十七号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

（特別な職）
第十一条 大臣官房に、官房長を置く。
2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。
（地方支分部局）
第十二条 中小企業省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。
2 中小企業局は、中小企業省の所掌事務の一部を分掌する。
（中小企業局の名称、位置等）
第十三条 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

でに掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）並びに同項第十七号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。
（金融局の事務）
第九条 金融局においては、第四条第一項第二十一号から第二十七号までに掲げる事務及び同項第三十九号に掲げる事務（金融制度及び税制に関するものに限る。）をつかさどる。
（小規模企業局の事務）
第十条 小規模企業局においては、第四条第一項第一号及び第三十七号に掲げる事務（中小小売業及び中小サービス業並びにこれら以外の小規模企業に関するものに限る。）、同項第十四号から第十六号までに掲げる事務（中小小売業及び中小サービス業に関するものに限る。）並びに同項第二十八号から第三十六号までに掲げる事務（小規模企業局の所掌に属するものを除く。）並びに同項第十七号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。
（特別な職）
第十一条 大臣官房に、官房長を置く。
2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。
（地方支分部局）
第十二条 中小企業省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。
2 中小企業局は、中小企業省の所掌事務の一部を分掌する。
（中小企業局の名称、位置等）
第十三条 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道中小企業局	札幌市	北海道
東北中小企業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東中小企業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
中部中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
近畿中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
中国中小企業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国中小企業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州中小企業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 中小企業局の内部組織は、中小企業省令で定める。
（附属機関）
第十四条 次の表の上欄に掲げる機関は、中小企

業省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種 類	目 的
中小企業安定審議会	商工組合及び商工組合連合会の安定事業及び合理化事業並びにこれらの総合調整に関する事業に関する重要事項を調査審議すること。
中央中小企業調停審議会	商工組合が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議すること。
中小企業近代化審議会	中小企業の近代化に関する重要事項を調査審議すること。
中央中小企業分野調整審議会	中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を行うこと。

2 中小企業安定審議会及び中央中小企業調停審議会については中小企業団体の組織に関する法律、中小企業近代化審議会については中小企業近代化促進法、中央中小企業分野調整審査会については中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律の定めるところによる。

附則

- この法律は、別に法律で定める日から施行する。
- 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）は、廃止する。
- 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十六条―第四十八条」を「第三十六―第四十七条」に改め、「第三節 中小企業庁（第四十八条）」を削り、「第四十九条」を「第

四十八条」に改める。
 第三条第九号を次のように改める。
 九 削除
 第四条第一項第五十号を次のように改める。
 五十 削除
 第二十七条第十七号を次のように改める。
 十七 削除
 第三十六条中「特許庁及び中小企業庁」を「及び特許庁」に改める。
 第三章第三節を削る。
 第四章中第四十九条を第四十八条とする。
 4 前二項に定めるものは、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

十二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
- 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
 第九条の二第二項中「又は死亡し」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「本項」を「この項」に、「日割」を「日割り」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
 第十条の三第一項中「こえない」を「超えない」に、「五年以内、第三号」を「二十年内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第五号」に、「第一号に掲げる官職に係るものにあつては、」を「第二号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては、」に改め、同項第

一号中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第三号中「前二号の」を「前三号に掲げるに、」官職で「を」官職のうち」に、「もので」を「官職で」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「医療職俸給表（）の適用を受ける職員」を「前二号に掲げる」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額二万五千円

第十一条第三項中「三千五百円とし」を「五千円」に改め、「第五号までの扶養親族の下に」に「次条において扶養親族たる子、父母等」というのうちに二人までについてはそれぞれ千五百円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については三千五百円）、その他の扶養親族を加え、同項ただし書を削る。

第十一条の二第一項中「その旨の下に」に「新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。」を加え、同項第三号及び第四号中「満十八歳未満の子」を「子、父母等」に改め、同条第三項中「さらに」を「更に」に、「扶養親族たる満十八歳未満の子」を「扶養親族たる子、父母等」に、「当該満十八歳未満の子」を「当該扶養親族たる子、父母等」に改める。

第十一条の六を次のように改める。

(住居手当)

第十一条の六 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額四千元を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。)
- 二 その所有に係る住宅(人事院規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額一万元以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から四千元を控除した額
 - ロ 月額二万円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が二千元を超えるときは、二千元)を六千元に加算した額

- 二 前項第二号に掲げる職員 千円(当該住宅が当該職員その他人事院規則で定める者によつて新築され、又は購入されたものである場合にあつては、当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過するまでの間は二千五百円)

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十二条第二項第一号中「五千元」を「八千元」に、「こえるを」を「超える」に、「二千元」を「千円」に改め、同項第二号中「千円」を「千三百円」に、「千八百円」を「二千三百円」に、「二千元」を「二千五百円」に、「二千五百円」を「三千六百円」に改め、同項第三号中「五千元」を「八千元」に、「こえるを」を「超える」に、「二千元」を「千円」に改める。

第十九条の二第一項中「千円」を「千三百円」に、「行なう」を「行う」に、「二千元」を「二千六百円」に、「こえないを」を「超えない」に、「行なわれる」を「行われる」に、「千五百円」を「千九百五十円」に、「三千元」を「三千九百円」に改め、同条第二項中「七千元をこえない」を「九千元を超えない」に改める。

第十九条の三第二項中「こえない」を「超えない」に、「百分の百十」を「百分の百四十」に、「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。
 第二十二條第一項中「二万二千元をこえない」を「一万五千五百円を超えない」に改める。
 附則第十項及び第十一項を削る。
 別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,400	153,700				79,000	70,000	
2	209,600	160,200	136,200	115,100	96,300	83,000	72,800	57,600
3	218,800	166,900	141,700	120,000	100,600	87,100	75,700	59,200
4	228,000	173,900	147,200	124,900	105,000	91,200	79,000	60,800
5	237,200	180,900	152,700	129,900	109,400	95,300	82,300	62,500
6	246,400	187,900	158,200	134,900	113,900	99,400	85,600	64,800
7	255,600	194,900	163,800	140,200	118,400	103,400	88,900	67,300
8	264,800	201,900	169,500	145,500	122,900	107,400	92,200	69,900
9	274,000	208,900	175,200	150,900	127,500	110,900	95,000	71,700
10	283,200	215,700	180,900	156,300	132,100	114,400	97,800	73,500
11	290,000	222,300	186,600	161,700	136,700	117,900	100,400	75,300
12	295,300	228,900	192,300	167,100	141,300	121,400	102,900	77,100
13	300,600	235,400	197,800	172,500	145,900	124,900	105,400	78,900
14	305,600	240,700	203,300	177,700	150,200	128,000	107,500	80,700
15	309,800	246,000	208,700	182,900	154,200	131,000	109,600	82,400
16		249,700	213,200	188,000	158,000	133,900	111,700	84,100
17			217,700	192,200	161,800	136,800	113,800	85,400
18			221,000	196,400	164,500	139,300	115,800	
19				199,500	167,200	141,800	117,400	
20					169,900	143,600		
21					171,900			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	112,700	95,300	78,400	70,300	58,000	52,000
2	116,500	98,700	81,700	72,900	59,700	53,500
3	120,300	102,200	85,100	75,600	61,400	55,000
4	124,400	105,700	88,500	78,400	63,200	56,500
5	128,500	109,200	91,900	81,300	65,300	58,000
6	132,900	112,700	95,300	84,200	67,700	59,600
7	137,300	116,200	98,500	87,100	70,300	61,200
8	141,800	119,700	101,700	90,000	72,900	62,900
9	146,300	123,200	104,900	92,900	75,500	64,900
10	150,800	126,400	108,000	95,700	78,100	67,200
11	155,300	129,600	110,800	98,500	80,700	69,500
12	159,800	132,800	113,600	101,300	83,300	71,800
13	164,300	135,900	116,400	104,100	85,700	74,000
14	168,800	139,000	119,200	106,700	88,100	76,100
15	172,700	142,100	122,000	109,300	90,000	78,200
16	176,500	145,200	124,800	111,600	91,900	80,100
17	180,300	148,300	127,600	113,900	93,800	82,000
18	184,100	151,400	130,300	116,200	95,700	83,600
19	187,900	154,500	133,000	118,200	97,600	85,200
20	191,500	157,600	135,300	120,200	99,300	86,800
21	194,800	160,700	137,600	121,900	101,000	88,400
22	198,100	163,800	139,600	123,600	102,600	90,000
23	201,400	166,500	141,600	125,300	104,200	91,600
24	204,100	169,200	143,200	126,800	105,800	93,200
25		171,200			107,200	94,700
26						96,200
27						97,700
28						99,200
29						100,500

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表(第六条関係)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	209,300	173,900	—	—	—	—	90,500	78,300	—
2	216,400	180,900	161,300	150,200	129,500	109,600	94,700	81,600	63,500
3	223,600	187,900	167,300	155,700	134,400	114,200	98,900	84,900	65,700
4	230,800	194,900	173,300	161,300	139,300	118,800	103,100	88,200	67,900
5	238,600	201,900	179,300	166,900	144,700	123,400	107,300	91,500	70,600
6	246,400	208,900	185,300	172,600	150,200	128,100	111,500	94,300	73,400
7	255,600	215,700	191,000	178,300	155,700	132,900	115,400	97,100	76,200
8	264,800	221,900	196,700	184,000	161,200	137,700	118,900	99,700	78,500
9	274,000	228,000	202,400	189,700	166,800	142,500	122,400	102,200	80,200
10	283,200	234,100	208,100	195,400	172,400	147,300	125,800	104,700	81,800
11	290,600	240,200	213,900	201,100	178,000	152,100	129,200	107,200	83,400
12	295,300	246,300	219,700	206,800	183,600	156,900	132,500	109,700	85,000
13	300,600	252,400	225,500	212,500	189,200	161,700	135,800	112,100	86,600
14	305,600	258,500	231,300	218,200	194,800	165,700	138,700	114,500	88,200
15	309,800	264,500	237,100	223,800	200,300	169,000	141,200	116,200	89,500
16		270,500	242,600	228,800	205,800	172,300	143,700		
17		274,300	248,100	233,500	210,200	175,500	145,500		
18			251,700	236,800	214,600	178,000			
19					218,600	180,500			
20					221,700	182,500			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)
イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	209,300	173,900					79,900	71,200	
2	216,400	180,900	161,300	150,200	129,500	100,800	84,000	73,800	66,100
3	223,600	187,900	167,300	155,700	134,400	105,300	88,100	76,400	68,400
4	230,800	194,900	173,300	161,300	139,300	109,900	92,200	79,700	71,000
5	238,600	201,900	179,300	166,900	144,700	114,500	96,300	83,500	73,600
6	246,400	208,900	185,300	172,600	150,200	119,200	100,400	87,400	76,200
7	255,600	215,700	191,000	178,300	155,700	123,900	104,500	91,300	79,400
8	264,800	221,900	196,700	184,000	161,200	128,600	108,600	95,200	83,100
9	274,000	228,000	202,400	189,700	166,800	133,400	112,700	99,100	86,800
10	283,200	234,100	208,100	195,400	172,400	138,200	116,800	103,000	90,500
11	290,000	240,200	213,900	201,100	178,000	143,000	121,000	106,900	94,300
12	295,300	246,300	219,700	206,800	183,600	147,800	125,200	110,800	98,100
13	300,600	252,400	225,500	212,500	189,200	152,600	129,400	114,700	101,900
14	305,600	258,500	231,300	218,200	194,800	157,400	133,600	118,600	105,700
15	309,800	264,500	237,100	223,800	200,300	162,200	137,800	122,500	109,500
16		270,500	242,600	228,800	205,800	166,700	142,000	126,500	113,300
17		274,300	248,100	233,500	210,200	171,200	146,200	130,500	117,100
18			251,700	236,800	214,600	175,700	150,400	134,500	120,900
19					218,600	180,100	154,600	138,500	124,700
20					221,700	183,700	158,800	142,500	128,500
21						187,300	163,000	146,500	132,300
22						190,900	167,200	150,500	136,000
23						194,500	171,400	154,500	139,700
24						198,100	175,000	158,500	143,400
25						200,700	178,600	162,500	147,100
26							182,200	166,400	150,800
27							185,800	169,900	154,500
28							189,400	173,400	158,200
29							191,800	176,900	161,900
30								180,400	165,000
31								183,900	168,100
32								186,200	171,200
33									174,300
34									176,500

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	月額俸級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	209,300	173,900					90,500	78,300	
2	216,400	180,900	161,300	150,200	129,500	109,600	94,700	81,600	63,500
3	223,600	187,900	167,300	155,700	134,400	114,200	98,900	84,900	65,700
4	230,800	194,900	173,300	161,300	139,300	118,800	103,100	88,200	68,100
5	238,600	201,900	179,300	166,900	144,700	123,400	107,300	91,500	71,000
6	246,400	208,900	185,300	172,600	150,200	128,100	111,500	94,800	74,200
7	255,600	215,700	191,000	178,300	155,700	132,900	115,400	98,100	77,400
8	264,800	221,900	196,700	184,000	161,200	137,700	119,000	101,400	79,900
9	274,000	228,000	202,400	189,700	166,800	142,500	122,600	104,700	82,400
10	283,200	234,100	208,100	195,400	172,400	147,300	126,200	107,800	84,900
11	290,000	240,200	213,900	201,100	178,000	152,100	129,800	110,900	87,300
12	295,300	246,300	219,700	206,800	183,600	156,900	133,400	114,000	89,700
13	300,600	252,400	225,500	212,500	189,200	161,700	137,000	117,100	92,100
14	305,600	258,500	231,300	218,200	194,800	165,700	140,400	120,200	94,400
15	309,800	264,500	237,100	223,800	200,300	169,000	143,700	123,200	96,700
16		270,500	242,600	228,800	205,800	172,300	146,700	126,200	99,000
17		274,300	248,100	233,500	210,200	175,500	149,500	128,700	101,300
18			251,700	236,800	214,600	178,000	152,000	131,200	103,600
19					218,600	180,500	154,500	132,900	105,900
20					221,700	182,500	156,300		108,100
21									110,300
22									111,900

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	197,700	161,000	131,700	109,300	86,900	—
2	205,400	168,400	137,500	114,500	90,900	67,900
3	213,100	175,800	143,300	119,700	94,900	70,500
4	220,900	183,200	149,100	124,900	99,000	74,500
5	228,700	190,400	154,900	130,100	103,400	78,500
6	236,400	197,400	160,700	135,100	107,800	82,500
7	244,100	204,400	166,400	140,100	112,200	86,500
8	251,800	211,400	172,000	145,000	116,100	90,000
9	259,500	218,400	177,600	149,700	120,000	93,100
10	265,900	225,400	182,300	154,400	123,800	96,000
11	272,300	232,400	188,000	158,900	127,300	98,900
12	277,700	238,900	193,000	163,400	130,800	101,400
13	283,100	245,400	198,000	167,900	134,300	103,900
14	288,500	250,900	202,500	172,400	137,800	106,400
15	293,100	256,400	207,000	176,800	141,300	108,800
16	297,700	261,600	211,500	181,200	144,700	111,200
17	301,500	266,800	216,000	185,300	148,100	113,600
18		271,800	219,900	189,400	150,800	116,000
19		275,400	223,100	192,300		118,300
20						120,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表（二）

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	129,700	104,900	86,300	71,500	59,000
2	133,900	109,100	89,600	74,200	60,600
3	138,100	113,300	92,900	77,100	62,200
4	142,300	117,500	96,600	80,000	64,100
5	146,500	121,700	100,700	83,100	66,400
6	151,000	125,900	104,800	86,200	68,800
7	155,500	129,700	108,900	89,300	71,300
8	160,200	133,300	113,000	92,400	74,000
9	165,000	136,800	117,100	95,500	76,800
10	169,800	140,200	121,100	99,000	79,700
11	174,600	143,600	125,100	102,500	82,700
12	179,400	147,000	128,300	106,000	85,700
13	184,200	150,400	131,500	109,500	88,700
14	189,000	153,800	134,600	112,800	91,700
15	193,000	157,200	137,700	116,000	94,700
16	197,000	160,600	140,800	119,200	97,700
17	201,000	163,900	143,800	122,400	100,700
18	205,000	167,200	146,800	125,600	103,600
19	209,000	170,500	149,300	128,600	106,500
20	212,900	173,800	151,800	131,100	109,400
21	216,400	177,100	154,100	133,600	111,600
22	219,900	179,600	156,400	135,900	113,800
23	223,400		158,600	138,100	115,400
24	226,200		160,400	140,300	
25				142,000	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	円	円	105,800	78,100	65,800
2	—	—	110,600	82,500	67,900
3	160,600	123,600	115,400	87,000	70,800
4	167,600	129,300	120,200	91,500	74,000
5	174,600	135,000	125,300	96,000	77,400
6	181,700	140,800	130,400	100,500	80,900
7	188,800	146,600	135,600	105,000	84,600
8	196,000	152,400	140,800	109,500	88,800
9	203,200	158,200	146,000	114,000	93,000
10	210,400	164,000	151,200	118,500	97,300
11	217,600	169,800	156,400	123,000	101,700
12	224,900	175,600	161,600	127,400	106,100
13	232,200	180,800	166,800	131,800	110,400
14	239,500	185,800	172,000	136,000	114,400
15	246,800	190,800	177,100	140,200	118,400
16	254,100	195,800	182,000	144,200	122,300
17	261,400	200,500	186,800	147,900	126,100
18	268,200	205,200	191,600	151,600	129,900
19	274,900	209,900	196,300	155,300	133,600
20	281,600	214,600	201,000	159,000	137,200
21	288,300	219,300	205,700	162,700	140,800
22	294,800	224,000	210,400	166,400	144,400
23	300,600	228,700	214,700	170,100	147,600
24	305,600	233,400	219,000	173,800	150,800
25	309,800	237,900	222,200	177,200	153,500
26	—	242,400	224,900	180,500	156,200
27	—	246,500	—	183,000	158,900
28	—	249,600	—	—	161,600
29	—	—	—	—	163,600

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	円	円	74,500
2	—	—	78,100
3	140,700	146,100	81,900
4	146,100	151,600	85,800
5	151,600	157,100	89,700
6	157,100	162,700	93,600
7	162,700	168,300	97,500
8	168,300	173,900	101,500
9	173,900	179,600	105,600
10	179,600	185,300	109,700
11	185,300	191,000	114,000
12	191,000	196,700	118,500
13	196,700	202,400	123,300
14	202,400	208,100	128,300
15	208,100	213,800	133,400
16	213,800	219,500	138,600
17	219,500	225,200	143,800
18	225,200	230,900	149,000
19	230,900	237,100	154,200
20	237,100	243,300	159,400
21	243,300	249,500	164,600
22	249,500	255,700	169,800
23	255,700	261,100	174,900
24	261,100	266,500	180,000
25	266,500	270,200	185,100
26	—	—	189,800
27	—	—	194,500
28	—	—	199,200
29	—	—	203,900
30	—	—	208,600
31	—	—	212,800
32	—	—	216,600
33	—	—	220,400
34	—	—	223,900
35	—	—	227,400
36	—	—	230,900
37	—	—	233,500

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、兼護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
		円		円		円
1				67,200		62,800
2		119,800		70,800		65,000
3		124,800		74,500		67,200
4		129,900		78,100		69,900
5		135,000		81,900		73,200
6		140,400		85,800		76,500
7		145,800		89,700		80,000
8		151,200		93,600		83,600
9		156,600		97,500		87,200
10		162,000		101,500		90,800
11		167,300		105,600		94,400
12		172,600		109,700		98,000
13		177,900		114,000		101,600
14		183,200		118,500		105,200
15		188,500		123,300		108,800
16		193,700		128,200		112,400
17		198,900		133,100		115,800
18		204,100		138,200		119,200
19		209,300		143,300		122,600
20		214,500		148,400		125,900
21		219,700		153,500		129,000
22		224,500		158,300		132,100
23		229,100		163,000		134,800
24		233,200		167,700		137,400
25		237,300		172,000		139,700
26		240,800		176,300		142,000
27		243,400		180,500		144,100
28		246,000		184,700		145,800
29		248,600		188,700		147,500
30				192,700		149,200
31				196,700		
32				200,700		
33				204,500		
34				208,300		
35				211,800		
36				214,600		
37				217,400		
38				219,800		
39				222,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	217,500		105,800	85,200	67,200
2	224,800	135,000	110,600	89,300	70,800
3	232,100	140,800	115,400	93,400	74,500
4	239,400	146,600	120,200	97,500	78,100
5	246,700	152,400	125,300	101,600	82,200
6	254,000	158,200	130,400	105,800	86,300
7	261,300	164,000	135,600	110,200	90,400
8	268,200	169,800	140,800	114,700	94,500
9	274,900	176,100	146,600	119,400	98,600
10	281,600	182,400	152,400	124,200	102,800
11	288,300	188,800	158,200	129,000	107,000
12	294,800	196,000	164,000	134,100	111,200
13	300,600	203,200	169,800	139,200	115,400
14	305,700	210,400	175,600	144,600	119,400
15	309,900	217,600	180,800	150,000	123,300
16		224,900	185,800	155,400	127,200
17		232,200	190,800	160,800	131,100
18		239,500	195,800	166,100	135,000
19		246,800	200,500	171,400	138,900
20		254,100	205,200	176,600	142,600
21		260,500	209,900	181,600	146,200
22		265,100	214,600	186,600	149,800
23		269,700	218,900	191,600	153,300
24		274,300	223,200	196,300	156,700
25		278,900	227,300	201,000	160,000
26		283,500	231,400	205,700	163,100
27		287,300	235,200	210,400	165,600
28			238,300	214,700	
29				219,000	
30				223,000	
31				227,000	
32				230,500	
33				233,300	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表（第六条関係）

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	71,700	62,700	—
2	—	—	74,800	65,200	57,700
3	—	—	78,300	67,800	59,300
4	159,000	113,100	82,600	70,500	60,900
5	165,800	118,600	86,900	73,300	62,700
6	172,800	124,100	91,300	76,500	65,100
7	179,800	129,700	95,700	80,100	67,600
8	186,800	135,300	100,300	84,000	70,200
9	194,400	140,900	104,900	88,200	72,200
10	202,000	146,500	109,500	92,500	74,200
11	209,600	151,900	114,100	96,800	76,200
12	217,800	157,300	118,700	101,100	78,200
13	225,600	162,700	123,300	105,400	80,100
14	233,600	167,600	127,800	109,600	82,000
15	241,600	172,500	132,300	113,500	83,900
16	249,400	177,000	136,800	117,200	85,800
17	257,200	181,200	141,300	120,600	87,200
18	265,000	185,100	145,500	124,000	—
19	272,800	189,000	149,700	127,400	—
20	280,600	192,900	153,900	130,800	—
21	287,100	196,800	158,000	134,200	—
22	292,100	200,700	162,100	137,600	—
23	297,100	204,600	166,200	140,300	—
24	301,600	208,500	169,800	142,900	—
25	306,100	212,100	173,400	145,000	—
26	309,800	215,700	176,100	—	—
27	—	218,500	—	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	202,500	153,500	—	91,700
2	209,600	160,400	133,300	97,100
3	216,700	167,300	139,900	102,500
4	223,800	174,300	146,700	107,900
5	230,900	181,300	153,500	114,200
6	237,900	188,300	160,300	120,500
7	244,900	195,400	167,100	126,900
8	251,600	202,500	174,000	133,300
9	258,300	209,600	180,900	139,700
10	265,000	216,700	187,800	146,100
11	271,700	223,800	194,700	152,500
12	278,400	230,200	200,500	157,700
13	284,900	236,600	206,300	162,900
14	291,400	243,000	211,900	168,100
15	297,000	249,400	217,400	173,300
16	302,600	255,700	222,900	178,500
17	308,200	261,800	228,400	183,700
18	313,200	267,900	233,900	188,900
19	317,400	274,000	239,400	193,900
20	—	279,200	244,100	197,400
21	—	284,400	248,800	200,900
22	—	288,100	252,900	203,500
23	—	—	256,000	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	195,500	159,000	120,000	88,500	71,600	62,900	—
2	203,200	166,000	125,200	92,700	74,500	65,500	59,300
3	210,900	173,100	130,400	97,000	77,600	68,100	61,000
4	218,800	180,200	135,700	101,300	80,700	70,900	62,800
5	226,700	187,300	141,200	105,600	84,400	73,800	65,100
6	234,700	194,400	146,700	109,900	88,100	76,900	67,600
7	242,700	201,500	152,200	114,200	92,000	80,000	70,100
8	250,700	208,600	157,700	118,700	95,900	83,100	71,900
9	258,700	215,700	163,100	123,200	99,800	86,200	73,700
10	266,700	222,800	168,500	127,800	103,700	89,300	75,500
11	271,700	228,900	173,900	132,400	107,600	92,400	77,300
12	276,800	235,400	179,100	137,000	111,200	95,200	79,000
13	280,900	240,700	184,300	141,600	114,800	98,000	80,300
14	285,400	246,000	189,300	146,200	118,400	100,600	
15	289,900	251,300	193,700	150,600	121,900	103,100	
16	293,800	255,000	198,100	154,800	125,400	105,600	
17			202,100	158,900	128,500	107,700	
18			206,100	163,000	131,600	109,800	
19			209,200	165,900	134,500	111,900	
20				168,700	137,400	113,500	
21				171,500	139,900		
22				173,600	141,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	138,600	108,000	92,000	69,900	61,300
2	143,700	112,200	95,800	72,900	63,400
3	148,800	116,400	99,700	76,000	65,500
4	153,900	120,700	103,600	79,100	67,600
5	159,400	125,000	107,500	82,200	69,900
6	164,900	129,400	111,400	85,300	72,300
7	170,400	133,800	115,300	88,600	75,900
8	175,900	138,300	119,200	91,900	79,000
9	181,400	142,800	123,100	95,200	82,100
10	187,000	147,300	127,000	98,500	85,200
11	192,600	151,800	130,900	101,800	88,300
12	198,200	156,200	134,800	105,100	91,400
13	203,800	160,600	138,800	108,400	94,500
14	209,300	165,000	142,800	111,700	97,600
15	214,800	169,400	146,800	115,000	100,600
16	219,600	173,800	150,800	118,300	103,600
17	224,400	178,200	154,800	121,500	106,600
18	228,800	182,600	158,700	124,700	109,600
19	233,200	187,000	162,500	127,900	112,600
20	236,300	191,400	166,300	131,100	115,600
21	239,400	195,500	170,100	134,300	118,600
22	242,500	198,800	173,900	137,500	121,600
23		202,100	177,100	140,700	124,200
24		205,400	180,200	143,900	126,700
25		208,000	183,300	147,100	129,200
26		210,600	185,700	150,300	131,700
27		212,800	188,100	153,500	134,000
28			190,200	156,700	136,300
29				159,500	138,100
30				161,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように正する。

第一条中「十八の二」を「十八の二」に、「二十六の二」を「二十六の二」に改める。

第三条第二項中「五十二万円」を「六十五万円」に改め、同条第三項中「七十五万円」を「九十万円」に改める。

第四条第二項中「一万二千元」を「一万五千五百円」に、「二万六千六百円」を「二万七千二百円」に改める。

第六条中、「罷免又は死亡に因り」を「又は罷免により」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣等が死したときは、その月まで俸給を支給する。

第七条中「前二条」を「第五条又は前条第一項」に、「日割」を「日割り」に改める。

第九条中「一万二千元をこえない」を「一万五千五百円を超えない」に改める。

附則第七項及び第八項を削る。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	一、二五〇、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	九〇〇、〇〇〇円
人事院総裁	

内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	七五〇、〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 政務次官 公害等調整委員会委員長	六五〇、〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 待 従 長	六四〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 地方財政審議会会長 中央更生保護審査会委員長 航空事故調査委員会委員長 式部官長	六三〇、〇〇〇円
公害等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員 行政監視委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	五五五、〇〇〇円

科学技術会議の常勤の議員
 宇宙開発委員会の常勤の委員
 土地鑑定委員会の常勤の委員
 航空事故調査委員会の常勤の委員
 運輸審議会委員
 東宮大夫

別表第二(第三条関係)

官職名	俸給月額
大使	五号俸 七五〇、〇〇〇円 四号俸 六四〇、〇〇〇円 三号俸 六三〇、〇〇〇円 二号俸 五五五、〇〇〇円 一号俸 四九五、〇〇〇円
公使	四号俸 六四〇、〇〇〇円 三号俸 六三〇、〇〇〇円 二号俸 五五五、〇〇〇円 一号俸 四九五、〇〇〇円

別表第三(第三条関係)

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸 二四五、〇〇〇円 七号俸 二二三、五〇〇円 六号俸 二〇二、〇〇〇円 五号俸 一八一、〇〇〇円 四号俸 一六一、〇〇〇円

三号俸	一四四、〇〇〇円
二号俸	一二九、五〇〇円
一号俸	一一八、五〇〇円

(沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)
 第二条 沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
 第六条中「五十二万円」を「六十四万円」に改める。
 附則第三項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
 2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
 第十条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「又は死亡し」を削り、「場合の一」を「場合のいずれか」に改め、同項の次に次の一項を加える。
 4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

第十四条の見出しを「初任給調整手当等」に改め、同条第一項中「参事官等には」の下に「初任給調整手当」を加える。

第十八条第二項中「九千五百十円」を「一万千六百五十円」に改める。
 第二十五条第二項中「二万九千二百円」を「三万九千四百円」に改める。
 第二十七条第一項中「因る」を「よる」に改め、同条第二項中「俸給の特別調整額、扶養手当」を「俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当」に改める。

附則中第十六項及び第十七項を削り、第十八項を第十六項とする。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

号 俸	指 定 職 俸 給 月 額	職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	285,000	1	220,100	168,800		105,800
2	310,000	2	230,200	176,000	149,600	110,500
3	345,000	3	240,300	183,300	155,600	115,300
4	380,000	4	250,400	191,000	161,600	120,200
5	410,000	5	260,500	198,700	167,700	126,400
6	440,000	6	270,600	206,400	173,800	131,800
7	480,000	7	280,700	214,100	179,900	137,200
8	520,000	8	290,800	221,800	186,100	142,700
9	555,000	9	300,900	229,500	192,400	148,200
10	595,000	10	311,000	236,900	198,700	154,000
11	630,000	11	318,500	244,200	205,000	159,800
		12	324,400	251,400	211,200	165,700
		13	330,200	258,600	217,300	171,600
		14	335,700	264,400	223,300	177,500
		15	340,300	270,200	229,200	183,400
		16		274,300	234,200	189,300
		17			239,100	195,200
		18			242,700	200,900
		19				206,500
		20				211,100
		21				215,700
		22				219,100

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政定で定めるものとする。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額
101,800	97,300	85,600	76,600	72,500	66,700	63,500	58,200	55,700
104,000	101,800	90,100	81,100	76,100	69,600	66,400		
106,300	106,300	94,600	85,600	80,300	72,500	69,300		
110,800	110,800	99,100	90,100	84,600	75,700	72,000		
115,300	115,300	103,600	94,600	88,900	79,000			
119,800	119,800	108,100	99,100	93,200	82,300			
124,300	124,300	112,600	103,600	97,500	85,600			
128,900	128,800	117,100	108,100	101,700	88,900			
133,500	133,300	121,600	112,600	105,900	92,100			
138,200	137,900	126,200	117,100	110,100				
142,800	142,500	130,800	121,600	114,100				
147,400	147,100	135,300	126,100	118,100				
152,000	151,600	139,800	130,500	122,000				
156,600	156,100	144,300	134,700	125,900				
161,200	160,600	148,800	138,900	129,300				
165,800	165,100	153,300	143,100	132,600				
170,300	169,600	157,700	147,300	135,900				
174,800	174,100	162,100	151,000	139,200				
179,300	178,600	166,500	154,400	142,500				
183,800	183,100	170,900	157,800					
188,300	187,600	175,300	161,100					
192,800	191,600	179,300						
196,300	195,500	183,200						

占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係）

階級 号 俸	陸海空	将将将	陸海空	補補補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉
	俸 給 月 額 (一)	俸 給 月 額 (二)	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	285,000	236,900	205,000	174,300	150,500	-	121,700	106,700	
2	310,000	247,300	212,900	181,300	156,000	144,500	126,800	111,400	
3	345,000	257,700	220,800	188,800	162,100	149,900	132,000	116,200	
4	380,000	268,100	228,700	196,700	168,200	155,400	137,200	121,000	
5	410,000	278,500	236,600	204,700	174,300	161,500	142,400	125,800	
6	440,000	288,900	244,500	212,600	180,400	167,600	147,700	130,700	
7	480,000	299,300	252,500	220,500	186,800	173,600	153,000	135,600	
8	520,000	309,700	260,600	228,400	193,200	179,600	158,300	140,500	
9	555,000	320,100	268,400	236,200	199,600	185,600	163,600	145,500	
10	595,000	327,700	274,800	243,500	206,000	191,500	169,100	150,500	
11	630,000	333,700	281,100	250,800	212,400	197,400	174,600	155,200	
12		339,700	285,400	257,900	218,800	203,300	180,300	159,800	
13			289,600	265,000	225,200	209,100	186,000	164,400	
14				270,800	231,600	214,900	191,200	169,000	
15				276,500	237,900	220,600	196,400	173,600	
16				280,500	244,100	226,200	201,500	178,200	
17				284,500	250,300	230,800	205,700	182,700	
18					255,900	235,300	209,900	187,200	
19					261,200	239,400	214,100	191,700	
20					265,200	243,400	218,100	195,700	
21					269,200			199,700	
22					273,200				
23									

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を

附則

- 1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
- 2 (俸給の切替え)
昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日においてこの法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定によりその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
(旧俸給月額を受けていた期間の通算)
- 3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)(第八條第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額に対応する職務の等級における号俸による額を受けていた切替日前の期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
- 4 切替日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新法の規定による切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
- 5 (切替期間に異動した職員の俸給月額等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)(において、旧法の

- 規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第一号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)(から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新法の規定による切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において新法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧俸給月額等の基礎)
 - 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(給与の内払)
 - 8 職員の旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(政令への委任)
 - 9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十三回国会閉会後内閣委員会会議録第三号
中正誤

ベシ	段行	誤	直接	正
ニ	三	六	直接	と
ハ	ニ	セ	いかどうか	いかどうか
カ	シ	ハ	いか	いかどうか
五	三	二	日本間	日米間
一	一	八	だびだび	たびたび
三	一	七	いないのでは	いないのでは
三	一	九	関しま	関しまして
三	三	九	矛盾	矛盾
三	一	二	検度	程度
四	四	八	ので	もので
三	二	八	通過	過程
三	二	三	以上	以下
三	三	七	専用橋	専用棧橋
三	三	二	自衛船隊	自衛艦隊
三	三	九	所属船艇	所属艦艇
三	三	九	潜水船	潜水艦
三	三	五	終わり	終わり